

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和8年7月7日

担当  
東京労働局労働基準部監督課  
監督課長 篠田 雅史  
主任監察監督官 國府田 純一  
電話 03(3512)1612

## 東京都内の労働基準監督署における令和7年の申告事案の概要

東京労働局（局長 増田 嗣郎）は、管内の18労働基準監督署（支署）における令和7年の申告事案の概要について以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

### 【申告事案の概要のポイント】

1 申告受理件数： **5,056件**（前年比709件増）

令和4年以降、4年連続で増加した。

2 申告内容（申告内容別の件数：5,484件）

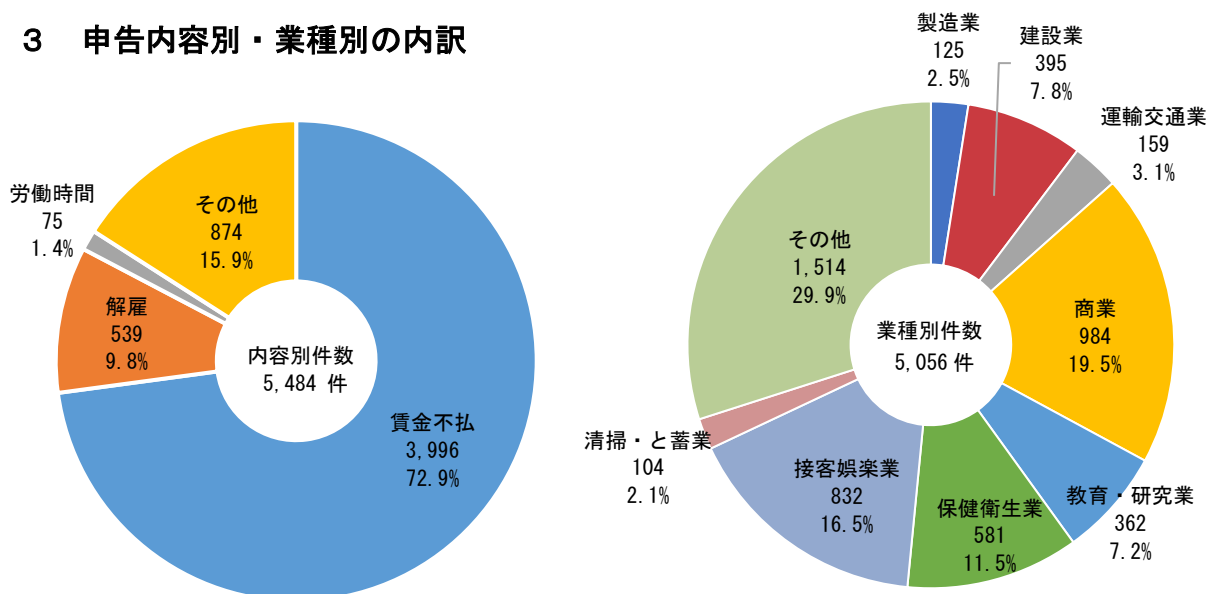
(1) 賃金不払： **3,996件**（前年比637件増）

(2) 解雇： **539件**（前年比38件増）

(3) 労働時間： **75件**（前年比3件減）

賃金不払及び解雇の申告件数が増加した。

### 3 申告内容別・業種別の内訳



※労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告内容別の件数の合計は申告受理件数とは一致しません。

申告とは、労働基準関係法令違反があった場合に労働者が労働基準監督官に行政指導を求めるものです。

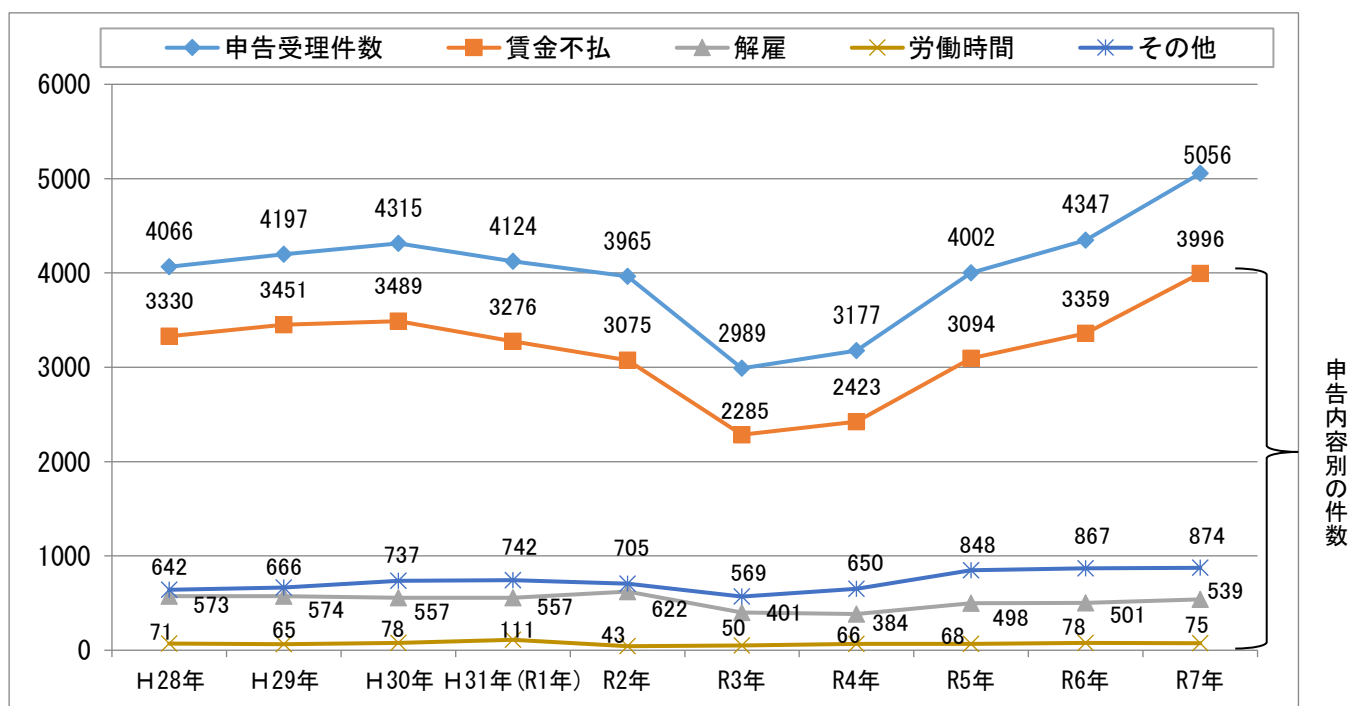
労働基準監督署では、労働者の置かれている状況に留意し、懇切丁寧な対応、迅速な処理に努めています。

## 1 申告受理件数

令和7年の申告受理件数は5,056件で、前年と比べ709件（16.3%）増加しました。

- (1) 直近10年間における件数の推移を見ると、令和2年までは横ばいの状態が続いていましたが、令和3年に大きく減少したものの、その後、令和4年以降は増加傾向にあります。
- (2) 内容別にみると、「賃金不払」が3,996件（前年比19.0%増）と最も多く、次に多かったのは、「解雇」の539件（前年比7.6%増）でした。
- (3) 「賃金不払」が多かった業種は、商業（20.1%）、接客娯楽業（16.8%）、保健衛生業（11.5%）となっています。  
「解雇」が多かった業種は、商業（20.6%）、接客娯楽業（18.0%）、保健衛生業（8.3%）となっています。

図1 直近10年間の申告受理件数の推移



※労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告内容別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

## 2 業種別内訳

申告受理件数を業種別にみると、商業が984件（19.5%）と最も多く、次いで接客娯楽業が832件（16.5%）、保健衛生業が581件（11.5%）の順となっており、これら3業種で全体の半数近くを占めています。

前年と比べると、特に商業で290件（41.8%）、教育・研究業で117件（47.8%）、建設業で82件（26.2%）と大きく増加した一方、運輸交通業、清掃・と畜業では減少しました。

表1 申告受理件数の業種別内訳

件数	H28年	H29年	H30年	H31年 (R1年)	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
製造業	129	150	151	142	95	95	93	122	117	125
建設業	367	405	331	329	234	293	282	344	313	395
運輸交通業	175	167	192	181	167	131	129	173	182	159
商業	837	910	908	766	639	525	566	704	694	984
教育・研究業	156	191	208	211	199	168	155	235	245	362
保健衛生業	311	363	313	400	453	332	330	414	493	581
接客娯楽業	779	765	787	689	899	474	591	699	786	832
清掃・と畜業	144	116	118	103	128	88	79	111	151	104
その他	1,168	1,130	1,307	1,303	1,151	883	952	1,200	1,366	1,514
合計	4,066	4,197	4,315	4,124	3,965	2,989	3,177	4,002	4,347	5,056

図2 業種別内訳の推移

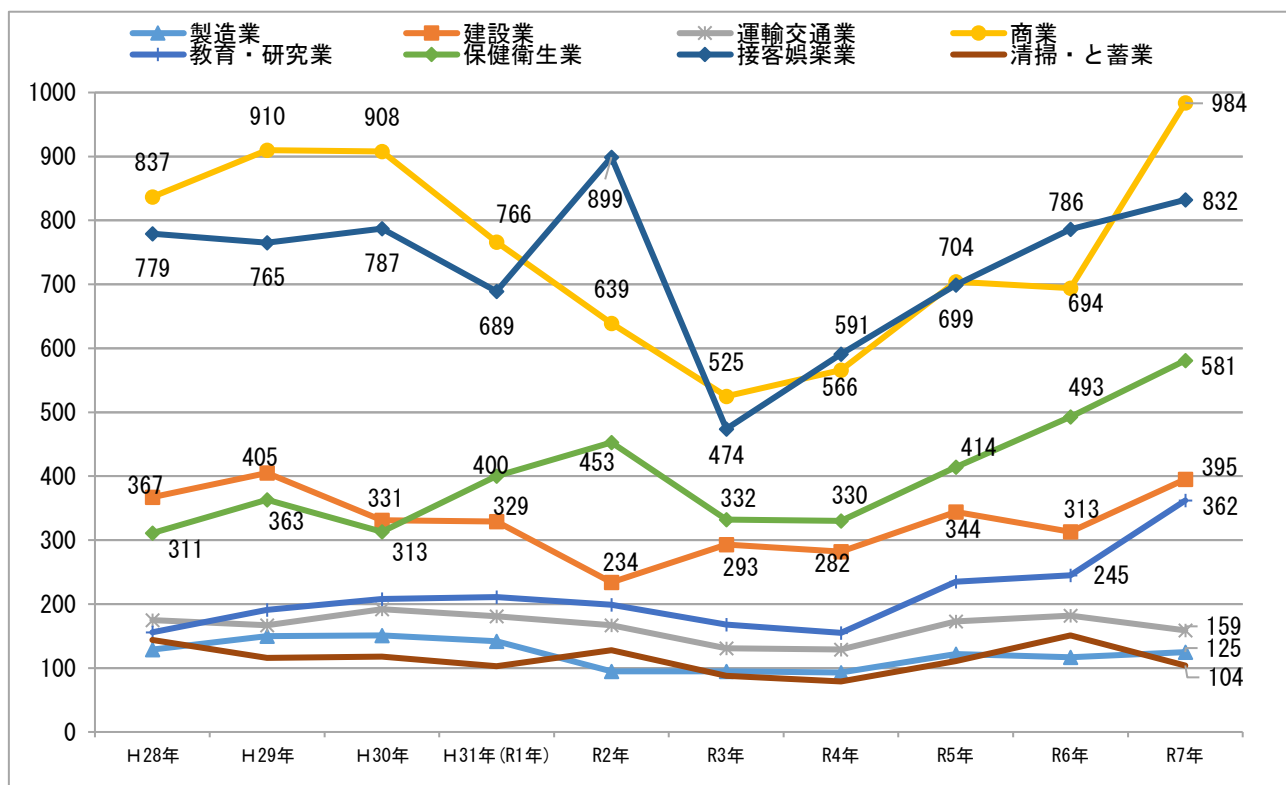


表2 申告を契機とした監督指導事例

申告事項	事例
<p>定期賃金の 不払</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者から、退職月の賃金が全額支払われないとの申告があったため調査したところ、事業主は、当該労働者の勤務態度を理由に賃金を支払っていなかったことが認められた。</li> <li>● 労働基準監督官が是正勧告を行うとともに、法令の趣旨を丁寧に説明したところ、事業主は理解を示し、未払となっていた賃金の全額が支払われた。(接客娯楽業)</li> </ul>
<p>割増賃金の 不払</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者から、1日8時間を超えて時間外労働を行っているのに割増賃金が支払われないとの申告があったため調査したところ、事業主は、基本給で十分処遇していることなどを理由に割増賃金を支払っていなかったことが認められた。</li> <li>● 労働基準監督官が是正勧告を行うとともに、法令の趣旨を丁寧に説明したところ、事業主は理解を示し、未払となっていた割増賃金の全額が支払われた。(建設業)</li> </ul>
<p>解雇</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者から、解雇されたが予告期間が5日間しかなく、労働基準法で定める日数(30日)に満たないにもかかわらず、不足の日数分(25日分)の解雇予告手当が支払われていないとの申告があったため調査したところ、事業主は、法令の認識不足により当該手当を支払っていなかったことが認められた。</li> <li>● 労働基準監督官が是正勧告を行うとともに、法令の趣旨を丁寧に説明したところ、事業主は理解を示し、解雇予告手当が支払われた。(その他の事業)</li> </ul>
<p>労働時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者から、36協定で定めた上限時間(特別条項により1か月80時間)を超えて時間外労働が行われているとの申告があったため調査したところ、最長で1か月200時間以上の時間外労働を行わせていたことが認められた。</li> <li>● 労働基準監督官が是正勧告を行うとともに、法令の趣旨を丁寧に説明したところ、事業主は理解を示し、人員配置の平準化や業務内容の見直しなどにより改善を図った結果、1か月の時間外労働が45時間以内となった。(保健衛生業)</li> </ul>